単　位　事　務　名	
直　接　収　納 収　納　及　び　報　告	
根拠及び 参考法令	鹿児島県会計規則　【第４２，４３，４５条】 鹿児島県会計規則施行指針　【第２２，２３】
項　目	処　理　方　法
直接収納	１　会計管理者及び出納員等は，次に掲げる歳入については，直接収納することができる。【会計規則第４２条】 （１）　国庫支出金，地方交付税，地方譲与税，交通安全対策特別交付金及び県債 （２）　公債，社債，預貯金並びに株券の元利金及び配当金 （３）　時効期間経過後の遺失金 （４）　保管期間満了前に売却した違法駐車車両及び当該車両の積載物の売却代金並びに違法駐車車両内及び当該車両の積載物内に存置する現金及び有価証券 （５）　交通事故において損壊した物及び当該交通事故に係る車両等の積載物（以下「損壊物等」という。）並びに道路に転落し，又は飛散した車両等の積載物（以下「転落積載物等」という。）であって保管期間満了前に売却したものの売却代金並びに損壊物等内及び転落積載物等内に存置する現金及び有価証券 （６）　滞納処分及び納入義務者からの申立てによる歳入金 （７）　県に帰属した入札保証金及び契約保証金 （８）　寄附金 （９）　使用料，手数料及び賃貸料で許可若しくは申請の際徴収するもの又は使用後直ちに徴収する歳入金 （10）　使用料及び手数料で月額又は月割額で定めた歳入金の前納金 （11）　収入証紙売りさばき代金，せり売代金及び各種保険金 （12）　生産物，製作品，不用物件等の即売代金又は実習収益金 （13）　時効期間経過後の遺失物品の売払い代金 （14）　保管期間満了後に売却した違法駐車車両及び当該車両の積載物の売却代金 （15）　保管期間満了後に売却した損壊物等及び転落積載物等の売却代金 （16）　自動販売機等を備えて徴収する各種歳入金 （17）　職員等の賄費等

項　　目	処　　理　　方　　法
直　接　収　納 及び鹿児島県証紙条例第２条ただし書に規定する納付情報により納付されたもの	(18)　納入期限前の分割収納の承認を受けた歳入金 (19)　自動車重量税の還付金 (20)　前各号のほか，知事が特に必要と認めたもの ２　前項に掲げるもののうち各号については次により処理する。 【会計規則施行指針第２２】 （１）　第１号に規定する国庫支出金とは，国庫負担金，国庫補助金及び国庫委託金をいい，並びに国以外の団体からの負担金，補助金及び委託金に類するものも含むものであること。 （２）　第６号に掲げる収入金は，調定の有無にかかわらず申立てのあったものは，直接収納できるものとする。なお，この場合，既調定のものは，当該納入通知書を回収して「直接収入」の表示をなし，収納原符にはりつけ保管するものとする。ただし，納入義務者が亡失その他の理由により，納入通知書を回収できないときは，収納原符の備考欄にその旨，調定番号，調定年月日及び納入期限を記載するものとする。 （３）　第９号に掲げる収入金には，電子申請に係る使用料又は手数料で電子納付されたもの（第４３条第１項ただし書に規定する鹿児島県証紙条例（昭和３８年鹿児島県条例第５６号）第２条ただし書に規定する納付情報により納付されたものをいう。）を含むものであること。 （４）　第１２号による収入金は，即納させることが原則であるが，条例等及び特約（職員に販売する生産物にあっては，かいの長の承認伺をもって代えることができる。）により延納又は分割して納付させるものは，現物等を引き渡す際又は納期ごとに納期限の２０日前までに調定し，納入通知書を発行するものとする。この場合に，職員に売却したものについては，納入通知書を省略し，口頭により通知し，納入期限までに直接収納することができる。 （５）　第２０号に掲げる収入金として知事が特に必要と認めるものは，その収入の種類，取扱件数及び年度間収入見込み並びにその理由を記載した文書により（かいに属するものにあっては，主管部課長を経由）知事の承認を受けるものとする。 １　会計管理者及び出納員等は会計規則第４２条に規定する歳入金を収納したときは，収納原符（別記第２１号様式）により領収証を納入義務者に交付しなければならない。ただし，会計規則第４２条第１号から第５号まで，第７号，第１１号から第１６号まで及び第１９号に掲げる歳入金並びに同条第８号及び第９号の歳入金で入場券，利用券，各種証明書その他これらに類するもの（第３項において「入場券等」という。）を交付するもの及び鹿児島県証紙条例（昭和３８年鹿児島県条例第５６号）第２条ただし書に規定する納付情報により納付されたものについては，この限りでない。【会計規則第４３条】 ２　前項に規定する収納原符は，事務所等以外で使用する場合にあっては収納原符発行簿（別記第２２号様式）により整理しなければならない。 ３　会計管理者及び出納員等は，前１項ただし書の規定により入場券等を交付するときは，入場券等発行簿（別記第２３号様式）により整理しなければならない。

項　　目	処　　理　　方　　法
	4　会計管理者及び出納員等は会計規則第４２条に規定する歳入金を収納したときは，現金収納（払込）票により，即日又は翌日までに歳入徴収者に収納の報告をしなければならない。 5　会計管理者及び出納員等は，証券により歳入金を収納したときは，現金収納（払込）票の余白に「証券受領」と記載するものとする。 6　前各項に掲げるもののうち各項については次により処理する。 【会計規則施行指針第２３】 （１）　第１項ただし書に規定する「入場券等」とは，入場券・卒業（修了）証明書・成績証明書・単位修得証明書・人物又は身上に関する証明書・かごしま応援寄附金に係る寄附金受領証明書兼領収書・その他各種証明書・体育館等使用料で別に発行する使用券等をいう。 （２）　第３項の規定による入場券等発行簿については，個人ごとに発行するものは，住所及び氏名欄を設けるか，又は証明書等交付簿を別冊として作成することができるものとする。この場合手数料等を免除するものは別口座として整理することができるものとする。 （３）　第４項の規定による現金収納（払込）票の収納原符欄は，第１項ただし書の規定により領収証を発行しないものにあっては，入場券等発行簿，生産物処理票等の名称及び番号を記載するものとする。